

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十六年 八月二十八日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ
一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十六年七月及び同年六月二十日に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年八月二十八日

岐阜県監査委員	岩	花	正	樹
岐阜県監査委員	佐	藤	武	彦
岐阜県監査委員	鶴	飼	良	誠
岐阜県監査委員	石	井	直	子
岐阜県監査委員	藤		良	寛

第1 監査実施機関数

知 事 直 轄 部 務	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指摘事項	本課検討事項	
総務部	1	0	0	0	0	0
清流の国推進部	2	0	1	0	1	0
危機管理部	2	1	1	2	1	0
環境生活部	1	0	0	0	0	0
健康福祉部	8	3	0	3	3	0

商工労働部	5	0	0	0	0	0	0	0	0
農政部	11	1	2	3	1	2	0	0	0
林政部	4	1	0	2	1	1	0	0	0
県土整備部	3	2	0	3	2	1	0	0	0
都市建設部	2	0	1	1	0	1	0	0	0
振興局	1	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	4	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	1	1	0	1	1	0	0	0	0
その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	50	9	5	16	9	7	0	0	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・本課検討事項 本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。

第2 監査結果

監査の結果、14機関において、9件の指摘事項、7件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 知事直轄 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
秘書課	平成26年7月22日	広報課	平成26年7月25日
行政管理課	平成26年7月23日		

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 総務部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
職員研修所	平成26年7月28日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 清流の国推進部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
清流の国づくり政策課	平成26年7月22日	スポーツ推進課	平成26年7月23日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
スポーツ推進課	指導事項	物品の管理事務において、岐阜県川辺漕艇場の指定管理者である川辺町に対して県が貸し付けていた物品は127件(平成26年7月7日確認時点)であったが、県が同町と締結している基本協定書(平成23年6月23日締結)における管理対象物品は、締結当初の85件のままとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

4 危機管理部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
危機管理政策課	平成26年7月24日	防災課	平成26年7月31日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
危機管理政策課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料235,231円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
防災課	指導事項	災害救助基金の管理事務において、上半期に発生した運用益を直ちに基金に積み増さずに一般会計で管理し、上半期の運用益が下半期の運用に反映されない結果となっていたため、今後は経済性に考慮した運用に留意されたい。

5 環境生活部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
美術館	平成26年7月28日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

6 健康福祉部 (8機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
健康福祉政策課	平成26年7月24日	西濃保健所揖斐センター	平成26年7月28日
関係健所	平成26年7月28日	関係健所郡上セセンター	平成26年7月28日
中濃保健所	平成26年7月28日	精神保健福祉センター	平成26年7月11日
知的障害者更生相談所	平成26年7月11日	わかあゆ学園	平成26年7月28日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
関係健所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として21,970円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
中濃保健所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として191,391円の費用負担が発生し、また、修繕料64,312円(うち相手方負担分6,431円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
わかあゆ学園	指摘事項	消耗品購入に係る支出事務において、次の事案が認められた。 1 請求書受理後に事前決裁書起案が行われていたため、今後は適正に処理されたい。 2 短期間に同一の債権者から複数に分けて購入していたものがあつた。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できた可能性が認められたため、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。

7 商工労働部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
商業・金融課	平成26年7月31日	労働雇用課	平成26年7月31日
工業技術研究所	平成26年7月28日	セラミックス研究所	平成26年7月14日
旅券センター	平成26年7月28日		

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

8 農政部 (11機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農政課	平成26年7月24日	検査監督課	平成26年7月29日

農産物流通課	平成26年7月29日	農業経営課	平成26年7月29日
畜産課	平成26年7月25日	農村振興課	平成26年7月25日
岐阜農林事務所	平成26年7月11日	中濃農林事務所	平成26年7月18日
郡上農林事務所	平成26年6月20日	中山間農業研究所	平成26年7月15日
水産研究所	平成26年7月28日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
農村振興課	指導事項	旧農林商工部農林水産局農業構造改善室(現農政部農村振興課)と旧郡上郡八幡町(現郡上市)との間で平成15年度から実施された「サル接近警戒システム実証実験」において、次の事項が認められたので、事業の必要性、有効性及び効率性の観点から事業効果等を検証し、今後は、より効果的に事業が実施されるよう、適切に処理されたい。 1 実証実験に際し、旧八幡町から旧中濃地域郡上農林商工事務所(現郡上農林事務所)を通じて旧農業構造改善室に試験状況に係る報告を提出することとなっていたが、監査において報告書の提出が確認できなかつた。 2 旧農業構造改善室から旧八幡町へ貸与の上、同町地内に設置されたサル接近警戒システム受信機及び附属機械計3台について、実証実験の成果に係る検証を行わないまま、漫然と事業を継続していた。
岐阜農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として133,833円の費用負担が発生していたので、職員との交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
郡上農林事務所	指導事項	旧農林商工部農林水産局農業構造改善室(現農政部農村振興課)と旧郡上郡八幡町(現郡上市)との間で平成15年度から実施された「サル接近警戒システム実証実験」において、次の事項が認められたの

で、事業の必要性、有効性及び効率性の観点から事業効果等を検証し、今後は、より効果的に事業が実施されるよう、適切に処理されたい。
1 実証実験に際し、旧八幡町から旧中濃地域郡上農林商工事務所(現郡上農林事務所)に試験状況に係る報告を提出することとなっていたが、監査において報告書の提出が確認できなかつた。
2 物品の現物実査において、旧農業構造改善室から旧八幡町へ貸与の上、同町地内に設置されたサル接近警戒システム受信機及び附属機械計3台について、使用状況を確認することなく当該機械の貸与を継続していた。

9 林政部(4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農産物流通課	平成26年7月30日	森林整備課	平成26年7月30日
治山課	平成26年7月30日	全国育樹祭推進事務局	平成26年7月30日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
農産物流通課	指導事項	林業改善資金貸付特別会計の支出事務において、事務費の不用額を一般会計に繰り出す事務処理を行う際に、本来は爆出金として予算措置して支出すべきところ、予算措置を行わず当初の支出科目である貸付業務費のまま一般会計へ支出していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	ぞの木の家の家ブランド化支援事業費補助金の支出事務において、補助対象団体は、補助金を充当する事業や額について、総会及び役員会等の承認を得ることと補助金実施要領で規定されている。補助金の額の変更を行っていた事業について、当初の申請では総会及び役員会等の承認を得たことが確認できる

書類が添付されていたが、変更申請ではこれらの書類を確認しないまま、交付決定を行っていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

10 県土整備部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
多治見土木事務所	平成26年7月14日	古川土木事務所	平成26年7月15日
東海環状自動車道事務所	平成26年7月28日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
多治見土木事務所	指摘事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として464,568円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
古川土木事務所	指摘事項	道路管理上の5件の事故について、損害賠償金として588,706円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として29,084円の費用負担が発生し、また、修繕料190,491円(うち相手方負担分171,441円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

11 都市建築部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
水道企業課	平成26年7月24日	東濃建築事務所	平成26年7月14日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
東濃建築事務所	指導事項	建築基準法第12条に基づく定期報告事務において、特殊建築物の所有者等は定期に、その建築物の建築設備等の状況について安全上支障がないことを確認するため、専門技術を有する資格者に調査をさせ、その結果を建築事務所に報告しなければならぬことになっている。報告時期が平成25年になっている報告書の提出状況を確認したところ、報告対象数81件のうち25件が確認時点(平成26年5月27日)において提出されていなかった。また、岐阜県建築物等定期報告関係事務処理要領第4条では、報告書が提出期限までに提出されない場合は、報告者に対し速やかに報告するよう、督促書により通知することになっているが、報告書の提出がなかったため、速やかに督促が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、定期報告制度の普及啓発活動の強化を図るなど、法に基づく報告書の提出について一層の促進を図られたい。

12 振興局 (1機関)

実施機関名	実施年月日
中濃振興局中濃事務所	平成26年7月18日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

13 教育委員会 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
多治見工業高等学校	平成26年7月28日	飛騨神岡高等学校	平成26年7月16日

校		
岐阜盲学校	平成26年7月11日	飛騨吉城特別支援学校
		平成26年7月16日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

14 警察本部 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
岐阜中警察署	平成26年7月28日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜中警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,040,793円の費用負担が発生し、また、修繕料3,990円(うち相手方負担分3,032円)が支払われていたほか、公用車が廃車(評価額1,440,000円、うち相手方負担分360,000円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

15 その他 (2 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会事務局	平成26年7月23日	選挙管理委員会中濃地方事務局	平成26年7月18日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。